

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の 基準に関する規則の一部を改正する規則	予 算 経 理 室	1 頁
告 示	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定	人 材 政 策 室	1 頁
正 誤	平成22年3月31日付け号外	人 材 政 策 室	2 頁

規 則

三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年四月十七日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第十二号

三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則
(三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部改正)

第一条 三重県立高等学校授業料等徴収規則(昭和四十年教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「休学期間が四か月以上にわたる」を「休学の」に改める。

(三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部改正)

第二条 三重県立高等学校学則の基準に関する規則(昭和三十三年教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「その期間が四ヶ月以上にあたるときは」を削る。

附 則

I この規則は、公布の日から施行する。

II この規則による改正後の三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の規定は、平成二十二年以後の年度分の高等学校の授業料について適用し、平成二十一年度までの高等学校の授業料については、なお従前の例による。

告 示

三重県教育委員会告示第13号

三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第27条第1項の規定により、本人が口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定めます。

平成22年4月27日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

試験等の名称	開示をする内容	期 間	場 所
県立高等学校 入学者選抜	前期選抜及び特別選抜については、 1 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 2 面接、「自己表現」、作文、小論文、学力検査、総合問題、実技検査の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格内定通知日から 起算して1週間	受検した高等学校

	<p>後期選抜については、</p> <p>1 学力検査の各教科別の得点及び実技検査の得点</p> <p>2 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定</p> <p>3 面接、「自己表現」、作文の各学校ごとの基準に基づく総合的評価</p>	合格発表日の翌日から起算して1週間	受検した高等学校
三重県立学校長採用選考試験	<p>第1次選考試験の不合格者に第1次選考試験の4段階に区分した総合判定結果</p> <p>第2次選考試験の不合格者に第1次選考試験及び第2次選考試験の4段階に区分した総合判定結果</p>	1次、2次選考各合格発表の日から起算して1年間	情報公開・個人情報総合窓口 (三重県栄町庁舎)
三重県立学校実習助手採用選考試験	試験項目ごとの得点及び判定	合否通知発送日から起算して1年間	教育委員会事務局 人材政策室
採用選考事前考査 (教育委員会が実施するものに限る。)	試験項目ごとの得点及び判定	合否通知発送日から起算して1年間	教育委員会事務局 人材政策室
三重県立学校現業職員採用選考試験	試験項目ごとの得点及び判定	合否通知発送日から起算して1年間	教育委員会事務局 人材政策室

附 則

- この告示は、告示日以降に実施する試験等から適用し、告示日以前に実施した試験等については、なお従前の例による。
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定（平成21年三重県教育委員会告示第41号）は、廃止する。

正 誤

平成22年3月31日付け教育公報号外に登載されました、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
18	3	「 無田株株一覽 」を「 無田株株十 」とし	「 無田株 」を「 無田株十 」とし

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社